久喜市図書館システム構築業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

１　業務内容

（１）業務名称

久喜市図書館システム構築業務

（２）業務内容

館内サーバ設置型の図書館システムを次のとおり導入する。

なお、詳細については、参加表明書提出後に貸与する「久喜市図書館システム構築業務調達仕様書」を参照すること。

①図書館システムの構築

業務分析、設計、開発、テスト、導入・運用準備等

②ハードウェア構築

ハードウェアの調達、設置、初期設定等

③付帯作業

職員研修等

（３）委託期間

契約締結日から平成２９年２月２８日まで

（４）導入経費に係る提案上限額

金　８，０００，０００円

平成２８年度はシステムの構築を行うため、提案上限額は、システム構築費用、ライセンス費用等の総額で、消費税相当額を含まない金額とする。なお、システム本稼働後の運用保守費用、契約終了時の諸費用については、提案上限額に含まないが、評価点の算出の対象には含むこととする。

詳細は、「久喜市図書館システム構築業務企画提案書等作成要領」を参照すること。

２　参加資格

公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないものであること。

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（３）提案書の提出期限日において、久喜市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成２２年久喜市告示第２５号）第２条に基づき久喜市から指名停止を受けていないこと。

（４）手形交換所による取引停止処分を受けた日から２年間を経過しないもの又は当該事業の入札前６ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。

（５）久喜市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成２２年久喜市告示第２７号）に基づく指名除外期間中にある者、また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者の排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（６）情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS:ISO/IEC 27001・JIS Q 27001）又は類似の認定（プライバシーマーク制度など）を取得していること。

３　スケジュール

事業者選定までのスケジュールは、次のとおりとする。

内　　容	日時又は締切日
公告	平成２８年８月２３日（火）
参加表明書及び質問事項受付期限	平成２８年９月　６日（火）
質問に対する回答期限	平成２８年９月　９日（金）
企画提案書等提出期限	平成２８年９月１５日（木）
書類審査結果の通知	平成２８年９月２３日（金）
プレゼンテーション及び 実機操作	平成２８年９月３０日（金）
企画提案選定結果の通知及び 優先交渉権利者の確定	平成２８年１０月７日（金）

４　参加表明書の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書を提出すること。

（１）提出書類

参加表明書（様式第１号）

（２）提出方法

郵送又は持参

（３）提出期限

平成２８年９月６日（火）正午

（４）注意事項

①持参の場合は、火曜日から金曜日の午前１０時から午後６時までとする。

②郵送の場合は、消印が提出期限内であっても、提出先に提出期限を過ぎて到達したものは無効とする。

③提出先及び貸与場所は、「久喜市立中央図書館」とする。

上記①～③の注意事項を、「５　調達仕様書等の貸与」「６　企画提案書の提出」「８　参加の辞退」についても適用する。

５　調達仕様書等の貸与

企画提案書等の作成の基本となる資料（調達仕様書等）を次のとおり貸与する。

（１）貸与期間

参加表明書提出後（同時でも構わない）から平成２８年９月１５日（木）まで

（２）貸与方法

調達仕様書等の電子データを記録したメディア（CD-R）を手渡しで貸与する。

受領書（様式第２号）及び印鑑（受領者のもの）を持参して受領すること。

貸与した CD-R は、企画提案書の提出時に返却すること。ただし、受領後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第７号）の提出時に CD-R を返却すること。

（３）貸与書類

①久喜市図書館システム構築業務に係る公募型プロポーザル実施要領

②久喜市図書館システム構築業務調達仕様書

③久喜市図書館システム構築業務企画提案書等作成要領

④別紙_久喜市図書館システム機能要件

⑤参加表明書（様式第１号）

⑥受領書（様式第２号）

⑦企業概要書（様式第３号）

⑧業務実績書（様式第４号）

⑨構築体制表（様式第５－１号）

⑩構築体制表_別紙（様式第５－２号）

⑪質問書（様式第６号）

⑫辞退届（様式第７号）

⑬見積書（様式第８号）

⑭見積内訳書_構築・運用保守費用（様式第９号）

⑮参考見積_契約終了時の諸費用（様式第１０号）

６　企画提案書等の提出

公募型プロポーザルに参加を表明した者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

（１）提出書類

企画提案書及び見積書等を、「久喜市図書館システム構築業務企画提案書等作成要領」に従って作成し、紙媒体で正本１部、副本４部の合計５部及び電子データ（CD-R 又は DVD-R）で１部提出すること。

ただし、提出書類の正本にはすべて社印及び代表者印を押印すること。

（２）提出方法

郵送又は持参

（３）提出期限

平成２８年９月１５日（木）午後３時

７　質問及び回答

公募型プロポーザルに参加するにあたり、質問事項が発生した場合は、次のとおり質問書を提出すること。

（１）受付期間

平成２８年８月２５日（木）から平成２８年９月６日（火）午後３時まで

（２）質問方法

質問は、質問書（様式第６号）により行うこととし、メールにより随時受け付けを行う。提出先は、「１２　提出先及び問合せ先」に記載されたメールアドレスとする。なお、公募型プロポーザル実施期間中の質問行為は、上記の方法のみ可能とし、業務担当課へ直接質問することは認めない。

（３）回答期限

平成２８年９月９日（金）午後５時まで

（４）回答方法

回答は、各社から提出された質問事項を取りまとめ、質問事業社名を伏せた上で上記の回答期限までに、「質問回答書」として企画提案参加者にメールで送付する。なお、送付先は、参加表明書（様式第１号）に記載された担当者のメールアドレスとする。

ただし、質問の内容によって事業者選定に公平性を保てないと判断した場合は、回答を行わないことがある。

８　参加の辞退

公募型プロポーザルに参加を希望していたが、やむを得ず参加を辞退する場合は、次のとおり辞退届を提出すること。なお、貸与した CD-R をあわせて返却すること。

（１）提出書類

辞退届（様式第７号）

（２）提出方法

郵送又は持参

（３）提出期限

平成２８年９月１５日（木）午後３時

9　選考方法

提出された企画提案書等について、第一次審査（書類審査）を実施し、各評価点の算出を行う。

その後、第二次審査（プレゼンテーション及び実機操作）を実施し、第一次審査及び第二次審査の評価点の合計点である総合評価点を算出し、優先交渉権利者を選定する。

評価にあたっては、表１のとおり総合評価点を算出する。

表１　各評価点の詳細

	評　価　点	詳　　細	点数配分
第一次審査	A　価格評価点	見積書記載額を一定のルールに基づいて点数化したもの	２８０
	B　技術評価点	企画提案書、事業者の実績等について点数化したもの	４２０
第二次審査	C　実技評価点	企画提案に関するプレゼンテーション及びシステムの実機操作を点数化したもの	３００
	D　総合評価点	A から C の評価点の合計点	１０００

（１）第一次審査（書類審査）

①実施方法

提出された企画提案書及び見積書等についての書類審査を実施し、合計点数（A 価格評価点＋B 技術評価点）の高い事業者を３社以内で選定する（第二次審査の満点が３００点となるため、第一次審査の時点で３００点以上の差がついている場合、３位以内であっても第二次審査の対象とはしない）。なお、企画提案書及び見積書等は提出されたものから順次、第一次審査（書類審査）を開始するものとする。

合計点数（A 価格評価点＋B 技術評価点）の同点者が２社以上ある場合は、B 技術評価点の高い提案を選定する。そのうえでなお同点の場合は、当該の者にくじを引かせて決定する。この場合において、当該の者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、公募型プロポーザルに携わらない職員に、これに代えてくじを引かせて決定する。

②A 価格評価点及び B 技術評価点の算出方法

A 価格評価点

A 価格評価点は、価格評価点Ⅰを構築費用及び構築後５年間の運用保守費用、現行システムからのデータ切り出し費用、価格評価点Ⅱを契約終了時の諸費用とする。ⅠとⅡの合計は２８０点とする。詳細は、「久喜市図書館システム構築業務企画提案書等作成要領」を参照すること。

B 技術評価点

B 技術評価点は、企画提案書について採点を行う企画提案書点で３２０点、別紙「久喜市図書館システム機能要件」に関する対応状況について採点を行う機能点で１００点、合計４２０点とする。

企画提案書点は、「久喜市図書館システム構築業務企画提案書等作成要領　１企画提案書　１．４企画提案書評価の視点」に記載のある評価項目ごとに、提出された企画提案書に対して採点を行う。

機能点は、別紙「久喜市図書館システム機能要件」に記載のある項目についての、対応の可否に対して採点を行う。

価格評価点として計上する費用は、表２のとおり。

表２　価格評価点　計上費用

価格評価点Ⅰ	導入経費	システム構築費用
		現行システムからのデータ切り出し費用
		ソフトウェア費用
		職員研修費用
		機器類入れ替え費用
		その他必要となる費用
	運用保守経費 （５年間の経費）	システム運用費用
		ハードウェア費用
		ハードウェア保守費用
		ソフトウェア保守費用
		回線費用
		その他必要となる費用
価格評価点Ⅱ	契約終了時の諸費用	データ切り出し費用
		機器撤去費用
		その他必要となる費用

③第一次審査（書類審査）結果の通知

第一次審査の結果については、第一次審査参加者全員に文書で通知する。なお、

第二次審査（プレゼンテーション及び実機操作）の審査内容及び詳細については、第一次審査通過者に別途通知する。

（２）第二次審査（プレゼンテーション及び実機操作）

①実施方法

第一次審査（書類審査）で選定された事業者による企画提案に関するプレゼンテーション及び各システムの実機操作を実施する。

②実施予定日

平成２８年９月３０日（金）

（３）優先交渉権利者の決定

①第一次審査の評価点（A 価格評価点＋B 技術評価点）及び第二次審査の評価点（C 実技評価点）を合計した D 総合評価点の最も高い者を優先交渉権利者とする。

②D 総合評価点の最高得点者が２社以上ある場合は、B 技術評価点が高い者を選定し、B 技術評価点が同点の場合は C 実技評価点が高い者を選定する。C 実技評価点も同点の場合は、「（１）第一次審査（書類審査）①実施方法」に記載された「ただし書き」の方法を準用するものとする。

③優先交渉権利者となるべき者の見積額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、提案上限額の範囲内で、本市の定める調達仕様書の要件を満たした企画提案書等を提出した他の者のうち、D 総合評価点の最も高い者を優先交渉権利者とすることがある。

④優先交渉権利者決定後、不測の事態が生じた場合には、③に該当しない者の中で、次点の D 総合評価点を取得した者を優先交渉権利者とする。

（４）選定結果

優先交渉権利者に対しては、参加表明書（様式第１号）に記載された担当者宛に文書で通知する。なお、最終審査の評価結果については、久喜市ホームページ（http://www.city.kuki.lg.jp/）で公表することによって、企画提案参加者への通知に代えるものとする。

（５）失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とし、提出された企画提案書等のすべて及

び契約を無効とする。

①提出した書類に虚偽の記載をした場合

②「２　参加資格」に規定した要件を満たさなくなった場合

③審査の透明性・公平性を害する行為があった場合

④上記①～③の項目のほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

１０　契約の締結等

（１）本業務の契約は、平成２８年１０月を予定している。

（２）優先交渉権利者の提案内容を再確認し、調整すべき内容の精査を行ったうえで仕様書を作成する。その仕様書に基づき、優先交渉権利者から再度見積書を徴収する。その見積額に基づき、契約を締結する。ただし、優先交渉権利者との協議が整わない場合、次点の事業者と同様のことを行う。

（３）久喜市が指定する様式に従い、協議の上、契約書を作成する。

１１　その他

（１）企画提案書には社印及び代表者印を、見積書には代表者印を押印のうえ提出すること。

（２）提出された提案書類等は、返却しない。

（３）提出する提案書類等に要する経費は、すべて提案事業者の負担とする。

（４）本業務の成果品に関する著作権・利用権（開示権含む)、その他の権利はすべて久喜市に帰属する。ただし、本業務実施前に事業者が既に所有しているものは除く。

（５）久喜市が提示した資料や本プロポーザルにおいて知り得た情報については、第三者に漏えいすること、本市の許可なく本業務以外に使用、又は公表等を行うことを禁止する。

１２　提出先及び問合せ先

担　　当　：　久喜市立中央図書館　飯田
郵　便　番　号　：　３４６－００１４
住　　所　：　埼玉県久喜市吉羽１－４０－１
電　話　番　号　：　０４８０－２１－０１１４
メールアドレス　：　chuo-toshokan@city.kuki.lg.jp